

道州制特別区域基本方針の一部変更について

〔 令和 3 年 2 月 日 〕
〔 閣 議 決 定 案 〕

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）の一部を次のように変更する。

3. （2）中「平成 27 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 33 年 3 月 31 日までの 14 年間」を「令和 8 年 3 月 31 日までの 19 年間」に改める。

別表 1 第 2 号法令の特例措置の内容の項中「2 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項」及び「3 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項」を「2 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項」及び「3 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項」に改め、同表第 6 号法令の特例措置の内容の項中「8 水道法第 11 条第 2 項」を「8 水道法第 11 条第 3 項」に改め、同表第 7 号事務・事業の名称の項中「（昭和 32 年政令第 336 号）」及び「（昭和 32 年法律第 177 号）」を削り、同号法令の特例措置の内容の項中「8 水道法第 31 条において準用する同法第 11 条第 2 項」を「8 水道法第 31 条において準用する同法第 11 条第 3 項」に改める。

別表 2 中第 9 号を第 14 号とし、第 6 号を第 10 号とし、第 5 号を第 9 号とし、第 2 号、第 7 号及び第 8 号をそれぞれ別紙 1 のように改め、同表に第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 12 号及び第 15 号として別紙 2 の 6 号を加える。

別表 3 第 1 号措置の内容の項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同表第 3 号措置の名称の項及び措置の内容の項中「出入国管理行政」を「出入国在留管理行政」に改め、同表第 14 号措置の内容の項中「平成 27 年度中のできるだけ早い時期に通知する。」を「各指定性能評価機関の長及び各承認性能評価機関の長宛に「構造方法等の認定申請書

の郵送による提出等について」（平成 28 年 3 月 25 日付け国住指第 4212 号国土交通省住宅局建築指導課長通知）を発出し、周知している。」に改め、同表中第 5 号から第 14 号までを第 6 号から第 15 号までとし、同表に第 5 号として別紙 3 の 1 号を加える。

別紙 1

番号	2
措置の名称	食品表示に係る都道府県知事が行うことができる措置命令に関する政令の改正
措置の内容	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 14 第 4 項の規定による同条第 1 項の指示に係る措置を採るべき旨の命令について、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（同法第 14 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。）に関するものは、国ではなく当該製造業者等の所在する地域の知事が行うこととし、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 21 年政令第 217 号）により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 291 号）を改正した。</p> <p>また、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の、食品の表示に関する規定は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行に伴い同法に移管され、同法に基づき、食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 27 年政令第 68 号）においても同様の規定を定めている。</p>
関係省庁	消費者庁

番号	11
措置の名称	条例制定権の拡大に向けた法令の改正
措置の内容	<p>義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大については、「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）及び「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。第1次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号。第2次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。第3次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。</p> <p>また、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しており、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）及び「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号。第5次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号。第7次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号。第9次一括法）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号。第10次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。引き続き、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、義務付け・枠付けの見直しを推進することとしている。そのうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和3年通常国会に提出することを予定している。</p>
関係省庁	内閣府、総務省

番号	13
措置の名称	普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に関する政令の改正
措置の内容	<p>地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 410 号)の施行により、普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した。</p> <p>また、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 322 号)の施行により、使用料及び手数料に係る延滞金並びに賃貸料、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金に係る遅延損害金を追加した。</p>
関係省庁	総務省

別紙 2

番号	5
措置の名称	農地転用に係る事務・権限の移譲に関する法律の改正
措置の内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号。第 5 次一括法）による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の改正により、4 ha を超える農地転用に係る事務・権限については、農林水産大臣への協議を付した上で、都道府県知事又は農林水産大臣が指定する市町村の長への移譲を行うとともに、2 ha を超え 4 ha 以下の農地転用に係る農林水産大臣への協議は廃止した。
関係省庁	農林水産省

番号	6
措置の名称	保安林の解除に係る法律の改正
措置の内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号。第 6 次一括法）により、森林法の一部を改正し、治山事業施行地を含む 4～11 号保安林の解除を行う場合の都道府県の農林水産大臣への同意協議を、同意を要さない協議へ見直した。
関係省庁	農林水産省

番号	7
措置の名称	企業立地促進法の改正等
措置の内容	<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「企業立地促進法」という。）について、平成 29 年に改正を行い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改めた。同法に基づく基本計画に係る同意については、企業立地促進法と同様に事前協議は不要としている。なお、これと合わせて、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）を措置しており、本措置については企業立地促進法とは異なり、対象業種の政令指定は行っていない。</p>
関係省庁	経済産業省

番号	8
措置の名称	地域通訳案内士制度の導入
措置の内容	<p>平成 27 年 9 月より構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づき地域限定特例通訳案内士制度を導入し、地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大を実現した。</p> <p>その後、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 50 号）が、平成 30 年 1 月 4 日に施行され、当改正により新たに「地域通訳案内士」制度の全国展開を図った。</p>
関係省庁	国土交通省

番号	12
措置の名称	食品の機能性を表示できる機能性表示食品制度の施行
措置の内容	食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の施行により、企業等の責任で科学的根拠をもとに食品の機能性を表示できる機能性表示食品制度を創設した。
関係省庁	消費者庁

番号	15
措置の名称	第3種旅行業務等の範囲に関する告示の改正
措置の内容	第3種旅行業務等の範囲について、着地型旅行商品の充実を図るため、平成19年国土交通省告示第445号等の一部を改正する告示(平成30年観光庁告示第9号)により、旅行業法施行規則第1条の3第3号の規定に基づき観光庁長官が定める区域(平成19年国土交通省告示第445号)を改正し、第3種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の実施について、地域の交通・観光の実態を踏まえた特例として、催行区域の近隣に交通網及び輸送の拠点(交通拠点)がある場合、当該交通拠点の存する市町村の区域を発着する旅行の実施も可能とした。
関係省庁	国土交通省

別紙 3

番号	5
措置の名称	保安林の指定及び指定の解除に関する通知の発出等
措置の内容	<p>「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管するのに合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとした。</p> <p>また、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、保安林の指定・解除について、一級河川を含まない重要流域について、流域の全ての県から要請があった場合、国と協議を行い、協議が整ったものから重要流域の指定を外すことにより権限の移譲を行うこととした。</p>
関係省庁	林野庁